

令和6年度 海南小学校 2階渡り廊下アルミスクリーン設置工事

図 番	図 面 名 称
A - 01	特記仕様書－1
A - 02	特記仕様書－2
A - 03	附近見取図・配置図
A - 04	2階平面詳細図
A - 05	立面図、断面図
A - 06	建具表

I. 工事概要

1. 工事名称	令和6年度 海南小学校 2階渡り廊下アルミスクリーン設置工事
2. 工事場所	徳島県海部郡海陽町四方原字旭50
3. 敷地面積	m ²
4. 工事種目	工事内容：改修工事一式 構造規模：鉄筋コンクリート造 3階建て。
5. 工事区分	
6. 工 期	工事完成年月日は令和 年 月 日とする。

II. 建築工事仕様書

1章 一般共通事項

項 目	特 記 事 項
1. 適用基準等	◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修の下記による。 ①公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)令和4年版(以下「改標仕」という。) ②公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)(以下「標仕」という。) ③公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和4年版) ④公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版) ◎本工事のうち電気工事及び管工事について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること。 ◎設計図書の優先順位は、次の順とする。 (1) 質問回答書(2)から(5)に対するもの (2) 補足説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 公共建築改修工事標準仕様書(平成31年版)等
2. 工事関係図書	◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工程別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。 ◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。
3. 安全衛生管理	◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。 ◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。 ◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。 ◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。
4. 工事現場管理	◎工事現場には、工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。

項 目	特 記 事 項
4. 工事現場管理	◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。
5. 施工調査	◎本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。 ◎解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。 ◎解体前に、照明器具及びトランス内進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば監督員の指示に従うこと。
6. 材料・製品等	◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。 (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 (2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。 (3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ◎改標仕に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。
7. 化学物質を発散する建築材料等	◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
7. 化学物質を発散する建築材料等	(4) 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルム・アルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
8. 施工	◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。 ◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。

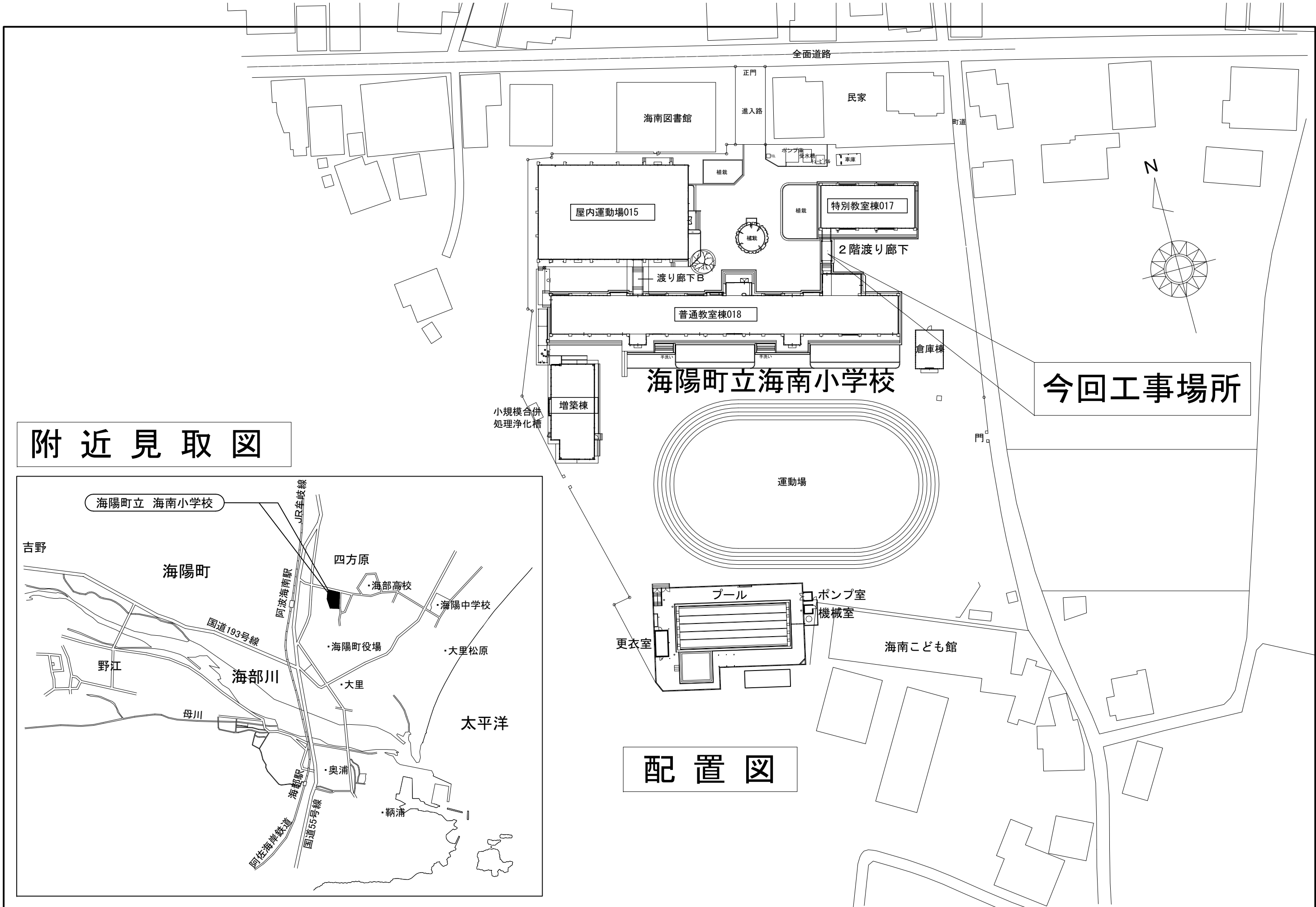
項 目	特 記 事 項								
9. 設計変更箇所確認	◎工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること ◎工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること								
10. 工事検査及び技術検査	◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと								
11. 完成図等	◎電子納品：対象外 ◎提出書類 ・竣工図（製本1部）（ A3 ） ・工事写真（写真帳1部（ ・着手前 ・竣工 ）） ・保全に関する資料 ◎竣工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式を・CD-Rに保存する。 ◎工事写真はしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。 しゅん工写真については、工事目的物の状態が、資材、施工状況等については、不可視不文の出来形が写真で的確に確認できること。 ◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。 <table><tr><td>区 分</td><td>サ イ ズ</td></tr><tr><td>着 工 前</td><td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td></tr><tr><td>工 事 中</td><td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td></tr><tr><td>竣 工</td><td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td></tr></table> ◎工事完成撮影は、専門家によらないものとする。 ◎対象物 工事目的物及び検査済材料(支給材料を含む)について付保すること。 ◎付保する時期及び金額 模様替え工事については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。 ◎保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。 なお、工期延伸した場合には、保険の期間も延長すること。 ◎その他 (1) 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。 (2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。 ◎受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。	区 分	サ イ ズ	着 工 前	カラー、手札版又はサービスサイズ	工 事 中	カラー、手札版又はサービスサイズ	竣 工	カラー、手札版又はサービスサイズ
区 分	サ イ ズ								
着 工 前	カラー、手札版又はサービスサイズ								
工 事 中	カラー、手札版又はサービスサイズ								
竣 工	カラー、手札版又はサービスサイズ								
12. 火災保険									
13. デジタル工事写真の黒板情報電子化									

2章 改修仮設工事

項 目	特 記 事 項
1. 一般事項	◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。
2. 足場等	◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。 ◎内部足場(種類：脚立足場 ，仕様：H=1.8m)
3. 工事用用水、電力等	◎既存電力利用（出来る ）、電力料金（有償 ） ただし、施設管理者と協議すること。 ◎既存用水利用（出来る）、用水料金（有償 ）

3 章 建具改修工事

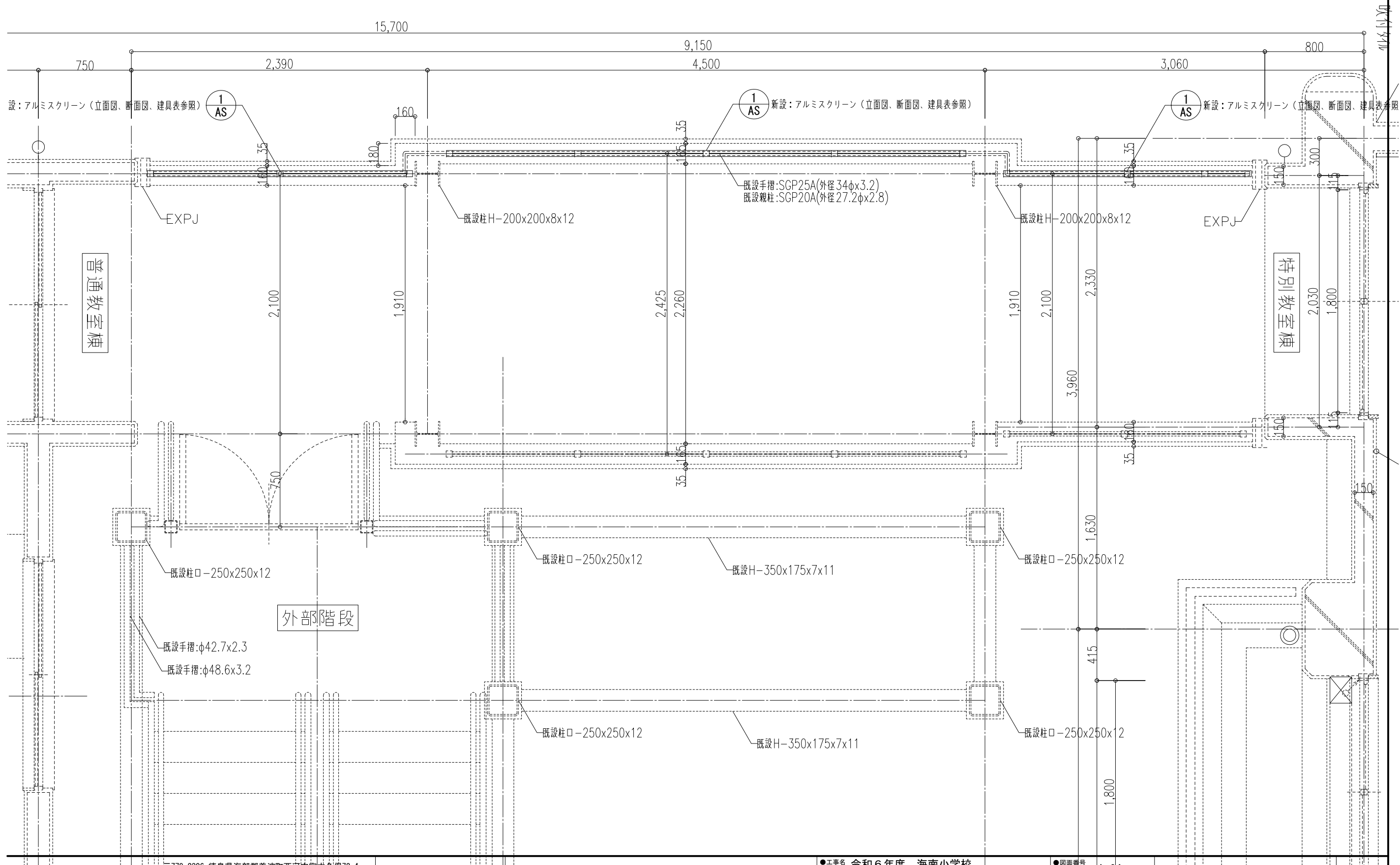
項 目	特 記 事 項																												
1. 一般事項	◎外部に面する建具は、建築基準法施行令及び「屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の基準(昭和46・年建設省告示第109号)」に基づき、安全性を確認すること。 ◎建具の耐風圧性、気密性、水密性等については、性能を有することを証明する書類を提出し、監督員の承諾をうけること。 ◎外部に面する建具の作業工程は、原則として、方立等の撤去、建具枠の取付け及びガラスのはめ込みまでを1日の作業とする。 ◎施工に先立ち、改修範囲を確認し、設計図書との相違等有れば、監督員と協議すること。 ◎防犯建物部品の適用は、建具表による。 ・防火戸の指定は建具表による。 ◎建具見本の製作及び特殊な建具の仮組は、建具表による。																												
2. 鋼製建具	<table><tr><th>気密性</th><th>遮音性</th><th>断熱性</th><th>表面処理</th><th>枠の見込寸法</th><th>使用箇所</th><th>備 考</th></tr><tr><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td><td>B-2 シルバー</td><td>70 mm</td><td>渡り廊下</td><td>EXIMA31e</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ◎参考メーカー：アルミ製スクリーンとする。枠見込み70mm YKKAP EXIMA31e ・鋼板類の厚さは、建具表による。 ・簡易気密型ドアセットの機密性、水密性は建具表による。	気密性	遮音性	断熱性	表面処理	枠の見込寸法	使用箇所	備 考	_____	_____	_____	B-2 シルバー	70 mm	渡り廊下	EXIMA31e														
気密性	遮音性	断熱性	表面処理	枠の見込寸法	使用箇所	備 考																							
_____	_____	_____	B-2 シルバー	70 mm	渡り廊下	EXIMA31e																							

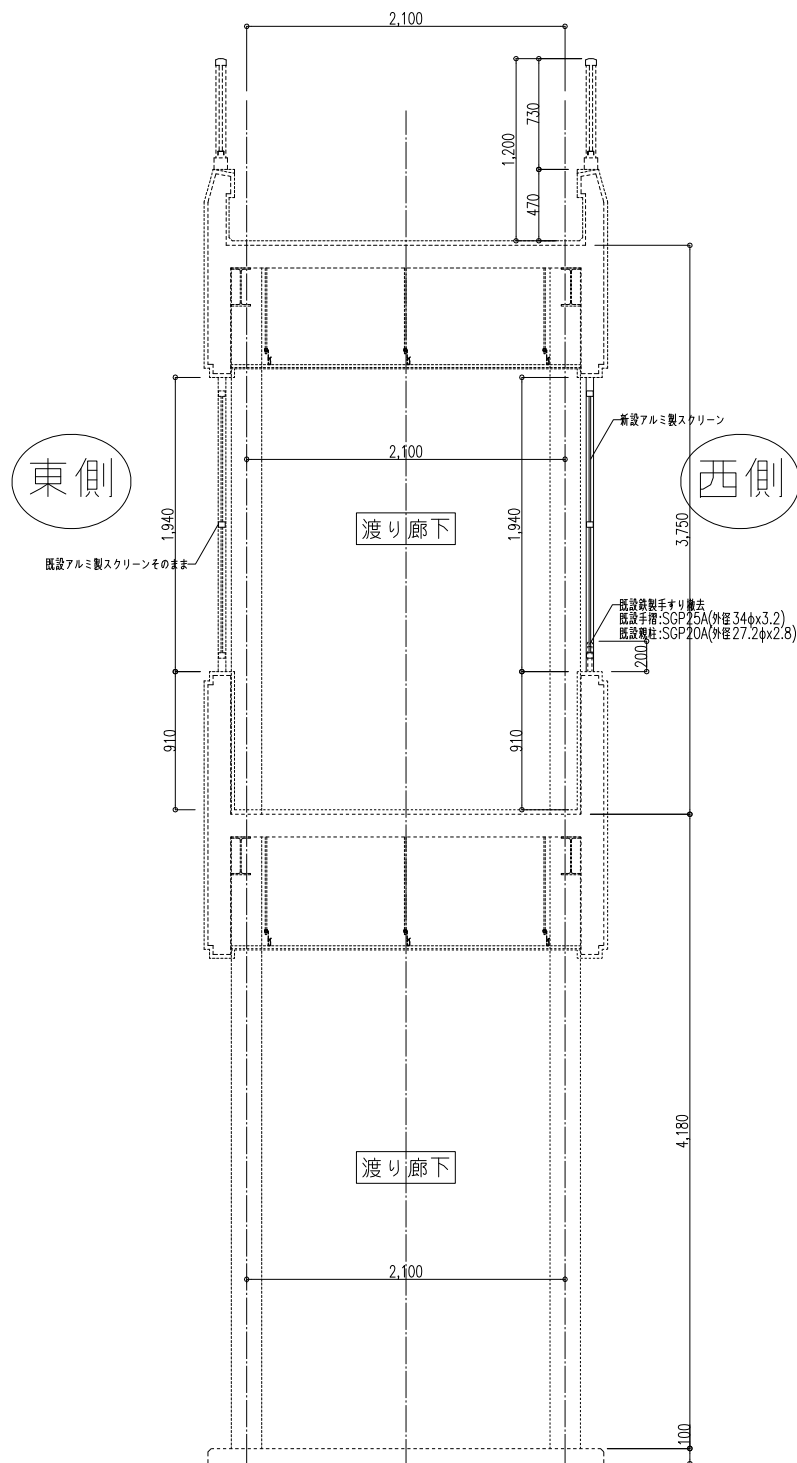


附近見取図

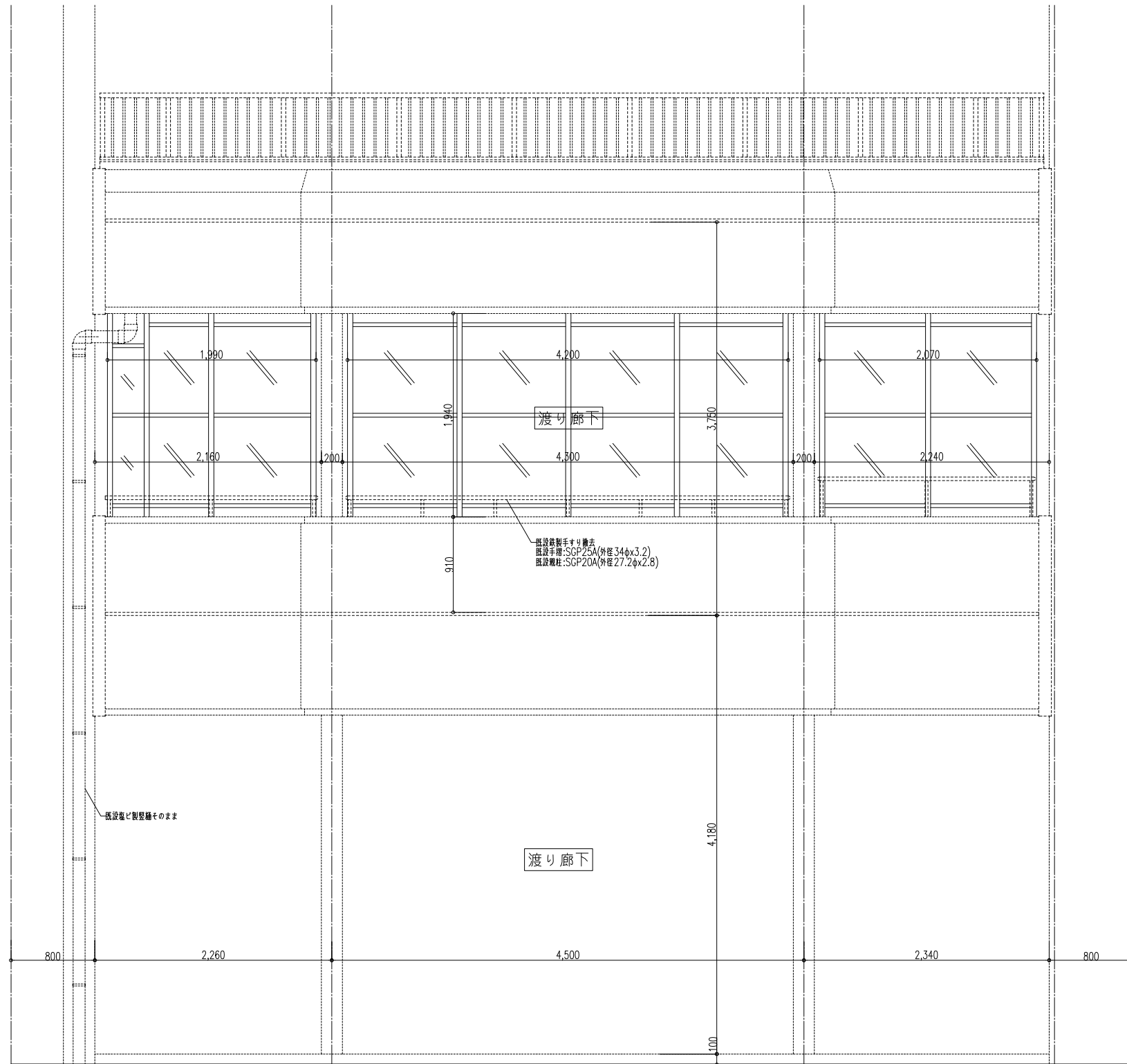
配置図

今回工事場所

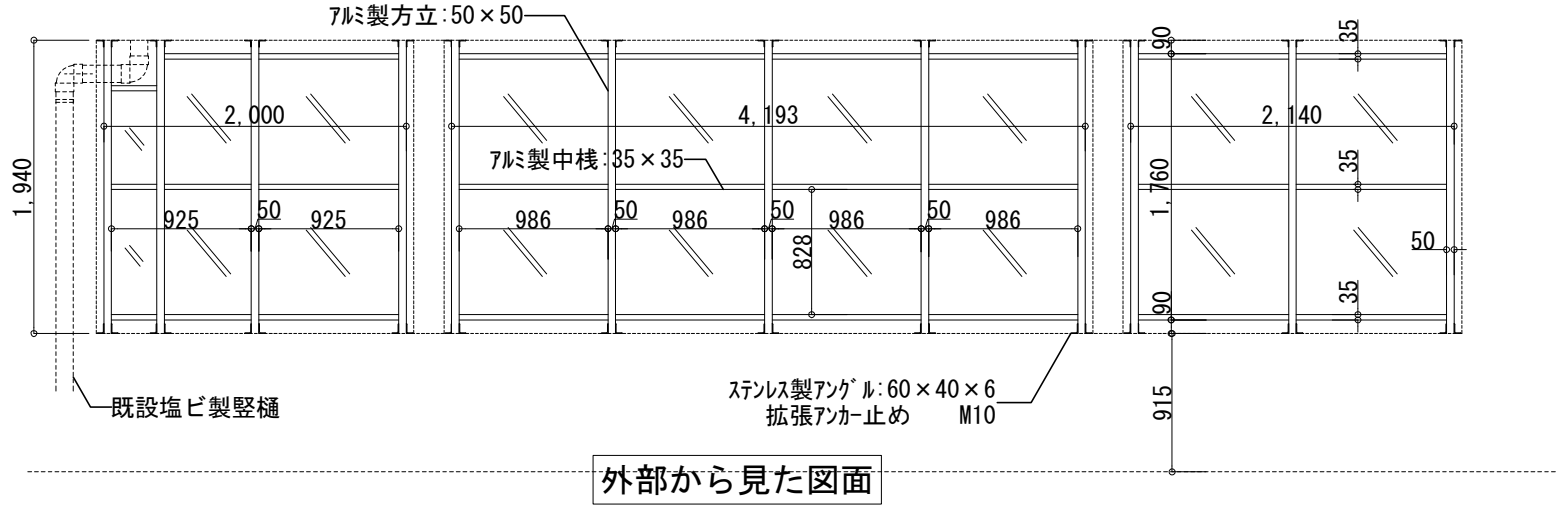




渡り廊下 断面詳細図



渡り廊下 西側立面図

記号	室名	数量	1 AS	2階渡り廊下	1ヶ処	
形状						
	形式	見込	アルミ製スクリーン			50
	ガラス	仕上	透明強化ガラス4.0mm			
	金物	附属金物一式				
記号	室名	数量				
形状						
	形式	見込				
	ガラス	仕上				
	金物					